

燃えないごみ

金属類、陶磁器・ガラス類、灰類など

出し方

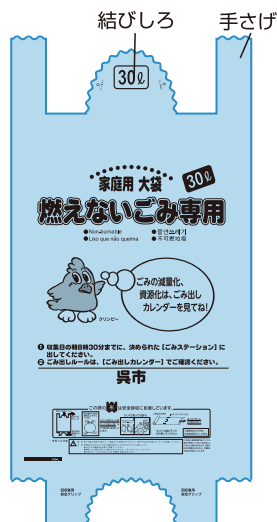
燃えないごみを指定袋に入れ、収集日の朝8時30分までに地域で決められたごみステーションに出してください。

指定袋 ※呉市指定金額
(10枚1組で販売しています。)

〔大〕 10枚1組
300円 (1枚30円)

〔中〕 10枚1組
200円 (1枚20円)

〔小〕 10枚1組
100円 (1枚10円)



呉市指定
ごみ袋・シール
取扱店

右のステッカーのある店で販売しています。

注意

次のごみは収集できません。

- 収集日以外の日に出されたもの
- 収集後に出されたもの
- 指定袋を貼付・巻き付ける等したもの



←指定袋を中の
見えない袋と2
重で使用するこ
とはできません。

指定袋以外で出されたものや、
分別がされていないごみは、
収集できません。

指定袋は、
ごみが飛散しないようにしっかりと結んで出しましょう。

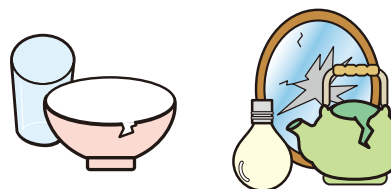
『危険ごみ』(スプレー缶・カセットボンベ・ライター)は『燃えないごみ』に出せません。**車両火災事故の原因**となります。ごみの分別にご協力ください。

おもな種類

- 金属類** (なべ・ビンのフタ含む。)
ポット・炊飯器・ドライヤー・照明器具など
→指定袋に入れて口を閉じる。



- 陶磁器・ガラス類**
せともの類・板ガラス・化粧品の容器・
電球・鏡など



- 灰類**
水にしめらせ、丈夫な
布や紙に包んで指定袋
に入れてください。



出し方の注意事項

- 指定袋に入らないもの
→粗大ごみで出してください。

- 割れたガラス、包丁など
→丈夫な布や紙にしっかり
包んでください。



- 傘、釣竿、ゴルフクラブなど
→指定袋〔大〕に入れ、
口をしぼって出して
ください。



- 電池を使用している製品
→**必ず電池を取り外して**出
してください。(P.14 参照)

処理できないごみ

バッテリー、パソコン、消火器、
ボウリングのボール、鉄アレ
イ、バーベルなどは市で処理
できないため収集できません。
(P.14 参照)